

一般社団法人日本整形外科超音波学会会費規則

第1条（目的）

本規則は、一般社団法人日本整形外科超音波学会（以下「この法人」という。）の定款第7条に基づき、会員の会費を規定することを目的とする。

第2条（会費の種別）

1. 正会員は8,000円、準会員は5,000円の年会費をおさめなければならない。
2. 年度会員は、医師は8,000円、医師以外の者は5,000円の年会費をおさめなければならない。
3. 特別会員および名誉会員は年会費を要しない。
4. 賛助会員の年会費は別に定める。

第3条（会費の返還）

既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第4条（規則の変更）

本規則は理事会の決議で変更できる。

附則

本規則は、令和6年7月16日から施行する。